

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校と山口県との 水産業の持続的発展に向けた包括連携に係る協定書

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「大学校」という。）と山口県（以下「県」という。）は、両機関の連携協力を推進し、相互の人的・知的・物的資源を効果的に活用しつつ、双方の有機的な連携・協力関係を構築することにより、水産教育の高度化及び地域の水産業の振興に寄与し、もって水産業の持続的な発展を図ることを目的として、以下のとおり包括連携協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大学校及び県の教育・人材育成、試験研究等に係る相互協力が可能なすべての分野において、互恵の精神に基づき具体的な連携協力を効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（連携協力の推進）

第2条 大学校及び県は、次の各号に掲げる連携協力を推進するものとする。

- （1）水産業を担う人材の育成に関すること
- （2）水産業に関する試験研究の高度化に関すること
- （3）産学公連携の推進に関すること
- （4）社会貢献に関すること
- （5）その他本協定の目的を達成するために大学校と県が必要と認めること

2 大学校及び県は、前項の連携協力を実施するため、本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（連携協議会）

第3条 大学校及び県は、連携協力を推進するため、連携協議会を置く。

- 2 連携協力の具体的案件を検討するため、連携協議会に分科会を設置することができるものとする。
- 3 連携協議会及び分科会の運営等に関し必要な事項は、双方協議のうえ別に定めるものとする。

（既存協定等の取扱い）

第4条 本協定の締結前に大学校と県との間で締結された協定等は、第2条第2項の規定に基づき締結されたものとみなす。

2 前項の協定等については、必要に応じて本協定の趣旨に沿った内容に改訂するものとする。

(経費)

第5条 本協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として双方においてそれぞれ応分に負担することとし、必要に応じて連携協議会で協議するものとする。

(知的財産権等の取扱い)

第6条 本協定に基づく連携協力の実施により生じた知的財産権等の帰属、保全、維持及び活用については、双方協議のうえ決定するものとする。

(秘密保持)

第7条 大学校及び県は、連携協力の実施にあたり、守秘義務のある資料及び情報等の取扱いについては、個別の案件ごとに双方協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、相手方から協定を更新しない旨の申し出があった場合を除き、2年間更新するものとし、その後についても同様とする。また、有効期間中に相手方から解消の申し出があった場合は、双方協議のうえ、合意が成立した時点で終了する。ただし、第2条第2項の規定に基づき締結された協定等の有効期間は、それぞれの協定等の定めに従うものとする。

(協定の解釈)

第9条 本協定の解釈に疑義を生じた場合若しくは本協定に定めのない事項が生じた場合は、大学校及び県は、協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、大学校及び県はそれぞれ1通を保管する。

平成28年9月16日

山口県下関市永田本町2丁目7番1号
国立研究開発法人
水産研究・教育機構
理事(水産大学校代表)

鷺尾圭司

山口県山口市滝町1番1号

山口県知事

村岡嗣政